

# 令和2年度 行政不服審査会の活動状況

## 目次

I	諮問・答申の状況	1
1	諮問・答申の概況	1
2	新規諮問事件の状況	1
(1)	審査関係人等の状況	1
①	審査庁	1
②	審査請求人	2
③	参加人	2
④	処分庁	2
(2)	諮問月別件数	3
(3)	審査請求から諮問までの期間	3
3	調査審議及び答申の状況	4
(1)	部会開催回数	4
(2)	調査審議における各種手続の実施状況	4
(3)	調査審議期間等	4
(4)	答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）	5
(5)	答申における付言等	6
II	審査会の運営等	8
1	総会の開催状況	8
2	行政不服審査交流会への参加	8
<参考資料1>	行政不服審査会委員名簿（令和2年度）	9
<参考資料2>	審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要	10
<参考資料3>	答申における付言等の概要	19



# Ⅰ 諮問・答申の状況

## 1 諮問・答申の概況

令和2年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、137件であり、その内訳は、前年度繰越事件が14件、新規諮問事件が123件であった。これに対し、当審査会が令和2年度中にした答申は、97件であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものは77件、一部妥当でないとしたものは7件、妥当でないとしたものは13件であった。

また、令和2年度は、諮問の取下げが14件あり、令和2年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、11件であった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下 件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度 繰越件数
				審査庁の 判断を妥当 としたもの	審査庁の 判断を一部 妥当でない としたもの	審査庁の 判断を 妥当でない としたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	2	52
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	7	97
平成31年度・ 令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	0	3	98
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	0	14	111
累 計	44	418	462	338	283	13	42	0	26	364

（注）平成29年度以降は、調査審議の手続の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（a+b）は、答申件数（c）、取下件数（d）及び翌年度繰越件数の合計と一致しない。

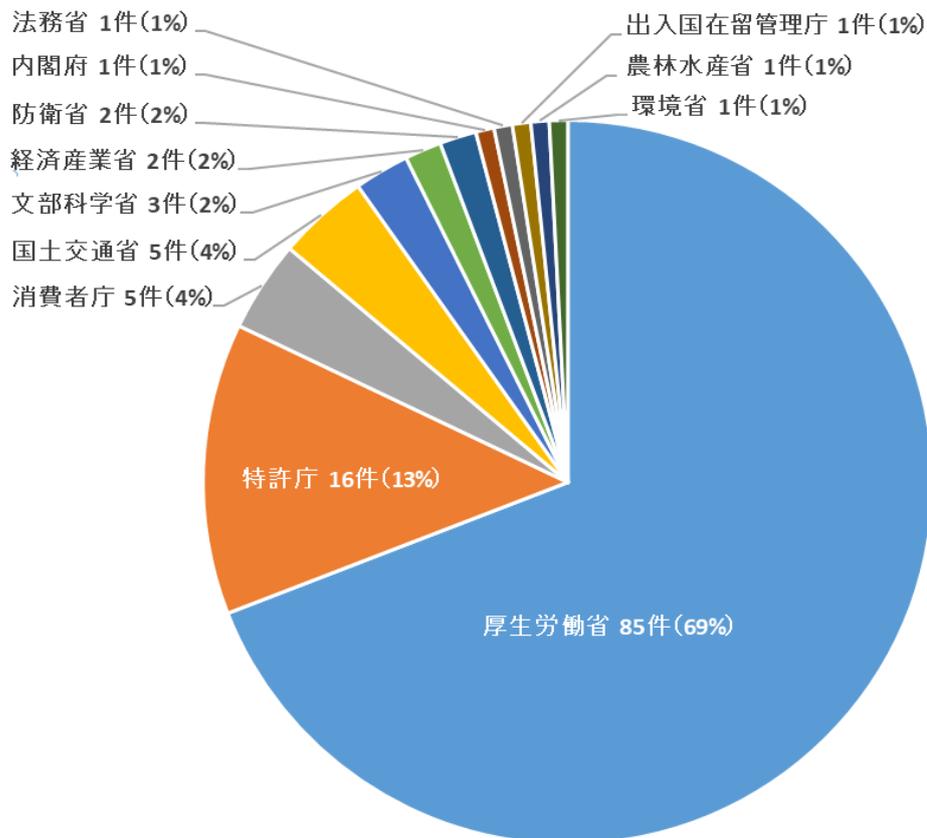
## 2 新規諮問事件の状況

### （1）審査関係人等の状況

#### ① 審査庁

令和2年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の85件であり、全体の約69%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和2年度）



## ② 審査請求人

令和2年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが120件（個人90件、法人30件）、処分の名宛人以外の者であるものが3件（個人3件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、45件（約37%）であった。

## ③ 参加人

令和2年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件はなかった。

## ④ 処分庁

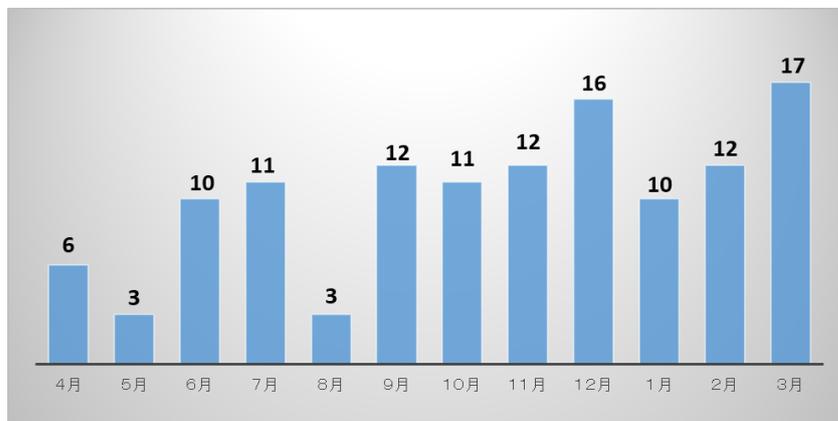
令和2年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが30件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが53件、地方公共団体の機関<sup>1</sup>であるものが39件、独立行政法人であるものが1件であった。

<sup>1</sup> 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

## (2) 諮問月別件数

令和2年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図2のとおりであった。

図2 新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和2年度）

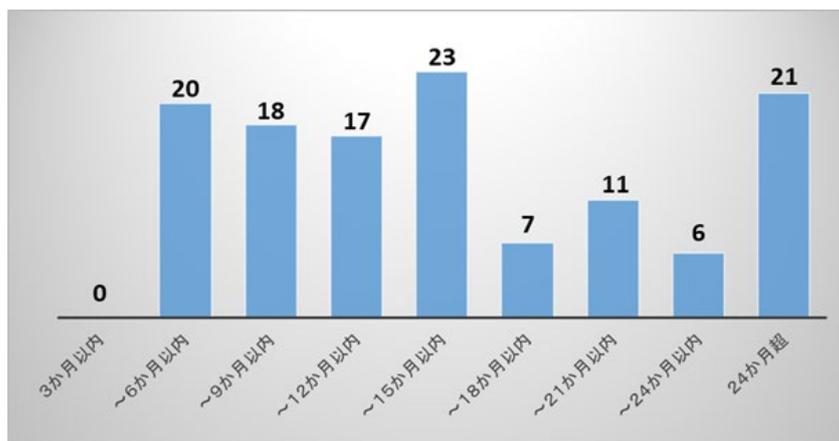


## (3) 審査請求から諮問までの期間

令和2年度の新規諮問事件について、審査請求日<sup>2</sup>から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図3のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（3（5）参照）。

図3 審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和2年度）



<sup>2</sup> 審査庁から提出された諮問書別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

### 3 調査審議及び答申の状況

令和2年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

#### (1) 部会開催回数

令和2年度の部会の開催回数は、第1部会が26回、第2部会が29回、第3部会が28回であった。

#### (2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。令和2年度は、行政不服審査法78条に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が10件あった。

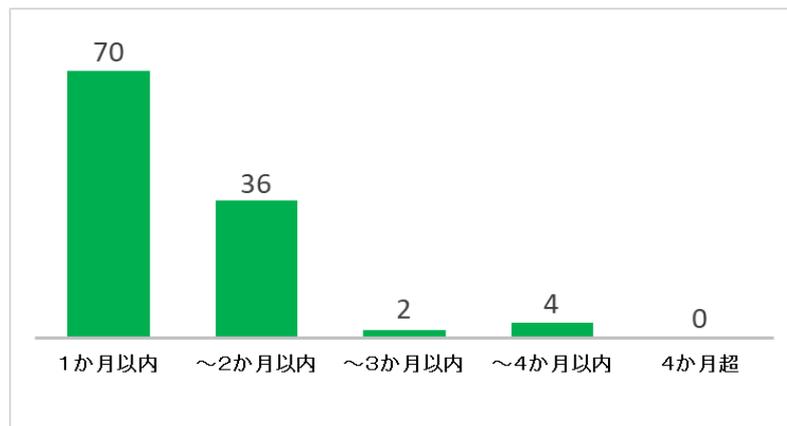
表2 調査審議における各種手続の実施状況（令和2年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	10	0

#### (3) 調査審議期間等

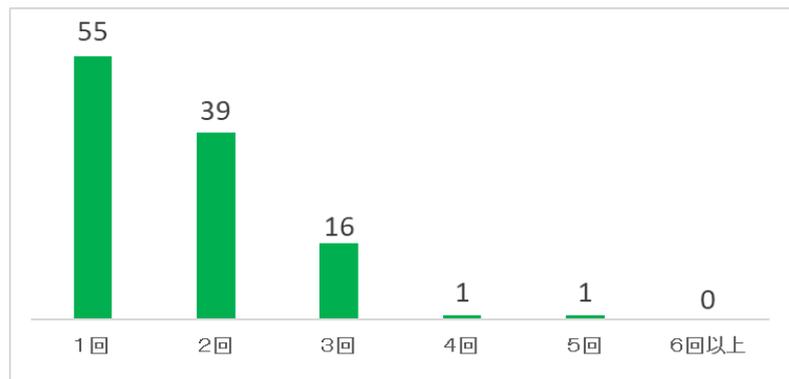
令和2年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった<sup>3</sup>。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（令和2年度に答申したもの）



<sup>3</sup> 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（令和2年度に答申したもの）



（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和2年度の答申97件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表3、一部妥当でないとしたものは表4のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和2年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和2年度 答申第2号	令和2年 4月9日	厚生労働大臣	職業訓練受講給付金不支給決定
令和2年度 答申第18号	令和2年 7月9日	出入国在留管 理庁長官	登録支援機関の登録拒否処分
令和2年度 答申第22号	令和2年 7月16日	厚生労働大臣	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分
令和2年度 答申第36号	令和2年 9月18日	農林水産大臣	沖縄県漁業調整規則5条に基づく許可処分
令和2年度 答申第40号	令和2年 9月30日	厚生労働大臣	中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額不認定処分
令和2年度 答申第43号	令和2年 10月20日	厚生労働大臣	中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分
令和2年度 答申第49号	令和2年 11月12日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分
令和2年度 答申第52号	令和2年 11月19日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分
令和2年度 答申第55号	令和2年 12月3日	厚生労働大臣	社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定
令和2年度 答申第56号	令和2年 12月10日	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定

令和2年度 答申第78号	令和3年 3月4日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条 1項に基づく入院措置
令和2年度 答申第83号	令和3年 3月11日	国土交通大臣	道路法47条の4第1項に基づく措置命令
令和2年度 答申第90号	令和3年 3月24日	特許庁長官	特許料等追納手続却下処分

表4 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（令和2年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和2年度 答申第6号	令和2年 4月10日	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づ く医療特別手当の失権処分
令和2年度 答申第10号	令和2年 5月14日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分
令和2年度 答申第20号	令和2年 7月9日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不 認定処分
令和2年度 答申第35号	令和2年 9月16日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分
令和2年度 答申第91号	令和3年 3月24日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条 1項に基づく入院措置
令和2年度 答申第95号	令和3年 3月31日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条 1項に基づく入院措置
令和2年度 答申第96号	令和3年 3月31日	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条 1項に基づく入院措置

#### （5）答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和2年度は、9件の答申において付言がされた<sup>4</sup>。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するものが6件、②不服申立ての教示に関するものが2件、③行政処分の判断基準に関するものが1件、④不服申立ての制度設計に関するものが1件、⑤未払賃金額等の確認処分における基準退職日の認定及び未払賃金額の算定方法に関するものが1件で

<sup>4</sup> 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

あった<sup>5</sup>。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

令和2年度は、50件の答申において準付言がされた。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間や行政処分に要した期間に関するものが50件、②行政処分の理由付記に関するものが4件、③制度の説明に関するものが2件、④審査庁からの諮問に係る手続に関するものが1件、⑤制度の仕組みに関するものが1件であった<sup>6</sup>。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりである。

---

<sup>5</sup> 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

<sup>6</sup> 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

## II 審査会の運営等

### 1 総会の開催状況

令和2年度は、委員全員で構成される総会を2回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表5 総会の開催実績（令和2年度）

	開催日	主な議題
第19回	令和2年12月18日	・行政不服審査会運営規則の改正
第20回	令和3年3月18日	・今年度の事件の処理状況

### 2 行政不服審査交流会への参加

令和2年12月4日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会がオンラインにより開催され、中原委員が「国の行政不服審査会からの報告」を行ったほか、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（令和 2 年度）

部会	役職	委員	委員
第1部会	会長 部会長(常勤)	原 優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	中山 ひとみ	弁護士
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	交告 尚史	法政大学法科大学院教授
第3部会	会長代理 部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	委員	佐脇 敦子	弁護士
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授

## ＜参考資料 2＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_r2.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r2.html)

### 1 審査庁の判断を妥当でないとした答申（13件）

#### （1）【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定は、そもそも書面によって行われていないので理由として何が提示されたのか明確でないこと自体問題であるが、「やむを得ない理由」に当たり得る欠席とこれに当たらない欠席の両方を理由として告げてなされた疑いが大きい。

不支給決定を行うに当たっては、これを書面で行うにせよ、口頭で行うにせよ、不支給の理由が具体的に示されなければならないが、本件では、最低限どの訓練日の欠席が「やむを得ない理由」に当たらないとしたのか明確に示す必要がある。

理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能とともに、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存するが、現に審査請求人が平成31年2月8日の欠席が「やむを得ない理由」に当たると主張して審査請求に及んでいることをみても、審査請求人に対する争訟提起上の便宜を図る機能が無視されており、本件不支給決定における理由提示の不備は看過できず、手続上の違法を構成するというべきである。

（令和2年度答申第2号（令和元年度諮問第119号））

#### （2）【登録支援機関の登録拒否処分に係る審査請求事案】

登録申請があった場合に、登録申請者が同号（出入国管理及び難民認定法施行規則19条の21第3号）ニに該当する可能性があると考えられる場合には、資料の提出を求めるなど立証を促した上で、必要な調査を行い、同号ニに該当するかを判断した上で処分を行うべきであったと考えられる。

本件においては、審査請求人が同号ニに該当しないと判断するに当たり、資料の提出を求めるなど必要な調査が尽くされたとはいえず、必要な調査をしないままに本件拒否処分に至ったものであって、本件拒否処分に違法又は不当な点はないとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和2年度答申第18号（同年度諮問第10号））

#### （3）【中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

処分庁は、補助金等の交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、審査請求人がした違反行為の具体的な内容や程度等について十分に吟味して、その違反行為が補助金等適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）17条1項の交付決定の取消事由に該当するかについての法的検討を尽くすこ

となく、形式的に、審査請求人に本件不交付事由が認められると認定したことをもって直ちに、本件交付決定取消処分に及んだというほかない。

そして、審査庁及び審理員も、上記で検討してきた点について、何ら説明をすることなく、本件諮問をしてきたのであるから、処分庁の対応ぶりも含めた上記の事情において、本件交付決定の取消しができるかについての法的検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(令和2年度答申第22号(同年度諮問第11号))

#### (4) 【沖縄県漁業調整規則5条に基づく許可処分に係る審査請求事案】

漁業調整上の必要を基礎付ける事実が、前回許可時のものとほぼ同一でありながら、前回許可の区域であった地先海面を本件許可においては除外するというのであれば、前回許可時よりも漁業調整上の必要が高まったとする具体的な根拠が示されるべきであるところ、これは、処分庁の弁明書においても審理員意見書及び諮問説明書においても示されていない。

したがって、漁協の反対があるというのみで漁業調整上の必要があるとした処分庁及び審査庁の判断は妥当とはいえない。

(令和2年度答申第36号(同年度諮問第30号))

#### (5) 【中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額不認定処分に係る審査請求事案】

処分庁が、審査請求人及び本件被共済者から提出された資料について、これらをどのように評価して、認定基準に該当する事実が確認できないとしたのか、その判断過程は不明である。

処分庁は、「審査請求人は本件被共済者の退職事由として横領行為及び不正経理行為があると主張しているが、本件被共済者は配偶者の口座への入金ヘルパーへの給与等の支払のためであり審査請求人も容認していたと主張しており、事実関係が客観的に明らかであるとは認められない。」とし、認定基準に該当する事実を確認できないとしているが、以上に照らすと、本件不認定処分においては、認定の対象とする事実すら不明確なまま、調査を尽くさずに、事実関係が不明確であるとの結論に至ったというほかなく、これを是認する審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和2年度答申第40号(同年度諮問第42号))

#### (6) 【中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に係る審査請求事案】

本件会社の提出した資料には、背任罪の構成要件の重要部分を根拠付ける事実関係について、伝聞による記載にとどまるものが含まれており、顛末書の記載内容の否認に係る審査請求人の主張を客観的な証拠に基づいて的確に排斥するに足りるものとまではいえない。そうすると、審査請求人の行為が刑法247条に規定され

ている背任に該当するものであることについて、処分庁が調査及び検討を尽くしたということとはできない。

また、審査庁は、「重大な損害を加え」たとの判断に当たっても、審査請求人が受領した8000万円を超える金銭が本件会社に帰属することのみを挙げて説明しており、8000万円を超える金銭のうちどの部分が本件会社にとっての「損害」であるかについて検討を欠いているほか、当該金銭が本件会社にとって、「重大な」損害といえるか否かについても検討していない。

したがって、審査請求人の行為について、処分庁は検討を尽くさずに、中退共規則（中小企業退職金共済法施行規則）18条1号の基準に該当するとして本件認定処分を行ったというほかなく、これを是認する審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和2年度答申第43号（同年度諮問第40号））

#### （7）【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件確認処分におけるメールを基にした時間外労働に対する割増賃金の算出については、誤りと認められるものも含まれ、その正確性には疑義がある。また、破産管財人からの支払額については、破産管財人から審査請求人に宛てたメールに記載された財団債権の内訳を基に算定していると思われるものの、審査請求人からの聴取書の内容と必ずしも一致していないなど、既払額について裏付けが十分ではない。

したがって、具体的な未払賃金額については、資料を精査し、必要な裏付け資料を収集した上で算定されるべきであり、処分庁の算定金額をそのまま正しいものとして本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は、妥当ではない。

（令和2年度答申第49号（同年度諮問第53号））

#### （8）【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】

審査請求人の勤務していた時間について他の労働者から必ずしも裏付けがとれるとは限らないものの、裏付け調査として、他の労働者に具体的にいかなる質問をし、いかなる回答がなされたのかは全く不明であり、これでは調査が尽くされたとは評価することはできない。

また、審査請求人は、勤務を休む際に「Q」宛てに勤務を休む旨のメールを送信し、了解したとの返信を受信していることから、審査請求人の労働日等を管理する立場の者がいたと考えられるところ、その者からの裏付け調査を行ったのか、その結果はどうだったのかも不明である。

以上に照らすと、本件については、審査請求人が本件会社の労働者で、時給1300円で労働していたと認められるのに、労働時間について十分な調査を尽くさないうちに本件不確認処分が行われたといわざるを得ず、審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和2年度答申第52号（同年度諮問第56号））

**(9) 【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】**

処分庁は、審査請求人の事前の申立てにも関わらず、本件最寄り医療機関について意向確認を行っておらず、また、主治医の見解についても、簡単に「独自の都合」と位置付けており、その考えを十分に確認して、その真意を明らかにしようとした形跡はうかがわれぬ。そして、その結果、本件最寄り医療機関を「当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関」と即断し、本件通院はアフターケア通院費の支給要件には当たらないと結論付けており、本件不支給決定を行うに当たって求められる必要な調査・検討を尽くしたとはいえない。

そうすると、処分庁は「当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関」の判断に当たっての調査・検討を尽くさずに、本件不支給決定を行ったというほかなく、これを是認する審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和2年度答申第55号(同年度諮問第55号))

**(10) 【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】**

審査請求人が本件災害の防止に寄与し得る一定の措置が講じられていたことが認められ、本件刑事訴訟で罰金を科された安衛則(労働安全衛生規則)519条2項に規定する墜落による労働者の危険を防止するための措置(墜落防止措置)を講じていなかったことが本件災害の直接の発生原因とは解されないことから、本件災害は、審査請求人が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害が原因である事故に該当するとは認められず、本件各決定処分は違法というほかない。

(令和2年度答申第56号(同年度諮問第50号))

**(11) 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に係る審査請求事案】**

審査庁は、諮問説明書において、「本件処分は継続的事実行為であり、その処分性は処分が解除されるまで継続される」としながら、本件審査請求の対象を本件処分の審査請求提起時点までの部分に限定し、その部分のみの適法性及び妥当性を検討しただけで、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとして、当審査会に対し、本件諮問をした。

処分についての審査請求の違法性・不当性の判断の基準時は、一般的には処分時と解されているが、本件処分は、継続的事実行為であるから、その違法性・不当性の判断の基準時は、裁決時(ただし、諮問の際は諮問時、答申の際は答申時と読み替える。以下同じ。)と解すべきである。

そして、審査請求人は、審査請求書において「隔離処分をやめてほしい。」と主張しているのであるから、本件処分の審査請求提起時点までの部分のみを本件審査

請求の対象と捉える審査庁の解釈は、審査請求人の意思に反するというべきである。

審査請求人が「隔離措置をやめてほしい。」と主張しているのは、「入院措置を解除してほしいのに、解除してくれないこと（不作為）が不服である。」と主張しているのと実質は同じである。そして、不作為についての審査請求の違法性・不当性の判断の基準時は、不作為の違法確認の訴えと同様、一般的には裁決時と解されているから、本件審査請求については、その実質に鑑みても、違法性・不当性の判断の基準時は裁決時と考えるのが相当である。本件審査請求と不作為についての審査請求とが性質を異にするとの審査庁の主張（不作為の違法確認の訴えとの相違に言及した主張）は、本件審査請求の実質を看過した主張であって、失当である。

以上によれば、本件審査請求の対象を本件処分の審査請求提起時点までの部分に限定する審査庁の主張は、いずれも採用することができない。審査庁は、本件審査請求の対象を上記部分に限定した結果、上記部分のみの適法性及び妥当性を検討しているだけであるから、本件審査請求については、必要な調査検討が尽くされていない。

したがって、審査庁においては、本件処分の審査請求提起時点後の部分についても調査検討を尽くした上で、再度諮問をすべきである。

（令和2年度答申第78号（同年度諮問第89号））

#### （12）【道路法47条の4第1項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

違法な特殊車両の取締りに当たってはできる限り即時に判断することが望ましく処分庁にその判断の裁量があるとはいっても、大型車誘導区間における取締りにおいては、少なくとも許可証を保有していることが認められる場合は、それが特車ゴールド許可証である可能性があることから、運転手等（その所属会社を含む。）からの申出があり、許可証（条件書、経路図等を含む。）の持参又はこれらの電子情報の送受信等により取締現場において特車ゴールド許可証の保有の確認が容易であると認められるときは、有効な許可証を保有しているかを確認すべきであり、このような確認を行わなかった本件処分は、措置命令に当たり裁量権の行使を誤った不当なものであった。

（令和2年度答申第83号（同年度諮問第90号））

#### （13）【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

審査庁は、本件期間徒過当時に本件担当者の上司等は本件特許料の追納期間の末日が迫っていたことを知財管理システムにより認識し得たのか等について、審査請求人に改めて主張・立証を促し、審査請求人が何ら主張・立証を行わない場合又はその主張・立証によってもその主張に係る事実関係の推認が困難な場合には、正当な理由がないと判断すべきである。

以上のとおりであるから、本件については、現時点では、本件期間徒過について「正当な理由」があったか否かを判断するために必要な情報が十分でなく、その有

無についての判断ができないから、本件却下処分の適法性又は妥当性の判断をすることもできない。

(令和2年度答申第90号(同年度諮問第95号))

## 2 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申(7件)

### (1)【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

胃がんについては、再発したとの所見はないものの、本件健康状況届添付の診断書の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「ア.定期的に受診し現在治療中」と記載されていて、現在受けているウルソデオキシコール酸錠の内服治療は、再発した総胆管結石症に対する治療として積極的治療行為といえることができるから、本件健康状況届を提出した時点で、根治的治療である幽門側胃切除術を受けてから5年以上が経過していても、要医療性があると認められるが、大腸がんについては、再発したとの所見がなく、本件健康状況届添付の診断書の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「イ.定期的に受診し経過観察中」と記載されており、本件健康状況届を提出した時点で、根治的治療である横行結腸切除術を受けてから5年以上が経過していても、要医療性があるとは認められない。

したがって、本件認定疾病のうち、胃がんについて、処分庁が、審査請求人は運用通知が定める医療特別手当の支給を継続する場合に該当せず、被爆者援護法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあるとはいえないと判断したことは、妥当とはいえないから、本件失権処分のうち、胃がんに係る部分は、取り消すべきである。

(令和2年度答申第6号(令和元年度諮問第114号))

### (2)【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

処分庁が行った本件確認処分に対し、審査庁は、処分庁による審査請求人の1月平均所定労働時間数の算出等に不適切な部分があり、本件確認処分を取り消すことが妥当と判断するとしているところ、審査庁による未払賃金の額の算定方法は妥当であると認められることから、本件確認処分は取り消されるべきである旨の審査庁の判断は妥当である。

なお、審査庁は、審査請求人の未払賃金として確認すべき金額については、審査請求人のタイムカード等を精査(諮問説明書別表1(審査請求人のタイムカードから算出した時間外労働時間数)において平成29年8月2日の出勤時刻が12時となっているところ、タイムカードによれば13時30分となっており、齟齬が生じている。)し、十分に検討した上で算定すべきである。

(令和2年度答申第10号(同年度諮問第3号))

### **(3)【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】**

(審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分について)

本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態とは認められないとするには十分な調査はなされていないといわざるを得ないが、本件については、審査請求人X<sub>1</sub>は本件会社の労働者とは認められないとの理由により不認定処分をすることになるから、その結論についての審査庁の判断は、妥当である。

(審査請求人X<sub>2</sub>からの審査請求について)

審査請求の審理手続においては審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分が審理の対象となっており、審査請求人X<sub>2</sub>の真意も、本件不認定処分に対して不服申立てを行うことにあるとも考えられるのであるが、そうであるならば、審査請求書の上記記載につき補正を求めるべきであり、補正をしないままの審査請求書を受理して審理を行うのは、審査請求に係る処分の特定を不明確にしたまま審理手続を行うものであり、妥当ではない。

審査請求に係る処分が審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分だとすると、処分の名宛人ではない審査請求人X<sub>2</sub>の不服申立て資格が問題となる。しかるに、審査庁において、この点については何ら検討を行っていない。

審査請求人X<sub>2</sub>について、本件不認定処分に対する不服申立て資格があるかどうかの検討を全く欠いたまま、本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態と認定できるかどうかの結論に至ることはできず、審査庁の判断は、妥当ではない。

(令和2年度答申第20号(同年度諮問第15号及び第16号))

### **(4)【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】**

労働時間集計表は、出勤時刻及び退勤時刻を客観的に記録したもので、その性質上タイムカードと同様のものであるから、これに基づいて労働時間を算定すべきであり、また、就業規則の記載等に照らすと、役付手当を固定残業代と評価することも困難であり、これらについての審査庁の判断は妥当であって、本件不確認処分は取り消されるべきであるとの審査庁の結論は、妥当である。

労働基準法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいうと解され、使用者の指揮命令下に置かれた時間を労働時間集計表の出勤時刻から退勤時刻までと考えるのであれば、労働時間集計表の出勤時刻から就業規則上の始業時刻までの間は使用者の指揮命令下に置かれていなかったと認めるべき特段の事情がない限り労働時間と認定するのが妥当と考えられる。審査請求人は、運行管理者としてドライバーの乗務前の点呼を行っていたと主張しているのであるから、この点につき更に調査の上、使用者の指揮命令下に置かれていなかったのかを検討した上で、労働時間を算定すべきである。

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係

る判断は、結論において妥当である。ただし、労働時間の算定に関する審査庁の考え方には疑義があり、この点につき更に十分検討すべきである。

(令和2年度答申第35号(同年度諮問第33号))

**(5)【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に係る審査請求事案】**

審査庁が本件処分の性質について本件見解(「本件処分は継続的事実行為であり、その処分性は処分が解除されるまで継続される」との見解)に立脚しながら、本件処分の違法性・不当性についての検討の対象を審査請求提起時点(令和2年4月15日)までに限定し、それ以降を検討の対象から除外することには理由がなく、一貫性を欠くといわざるを得ない。この点に関する審査庁の考え方は、処分の違法性・不当性の判断基準時について理解を誤ったものとして失当であり、審査庁は、本件見解に立脚するのであれば、審査請求提起後の事情についても検討の対象とした上で本件処分の違法性・不当性の有無について判断すべきである。

精神医療審査会の審査結果によれば、審査請求人については、令和3年1月28日時点においても被害妄想、思考障害等が残存し、暴力行為等について常に嚴重な注意を要する状態が継続しているから、審査請求人が精神障害者であり、かつ他害のおそれがあると認めて、本件処分の継続の必要があるという判断は妥当であり、審査請求人の主張は採用することができない。

以上によれば、審査庁の諮問に係る判断は、本件処分の違法性・不当性の有無の判断に当たって審査請求提起時点までの事情のみを検討すべきであるとした点は是正すべきであるが、本件処分に違法又は不当な点は見当たらないとする判断は、結論において妥当である。

(令和2年度答申第91号(同年度諮問第99号))

**(6)【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に係る審査請求事案】**

審査庁は、諮問説明書において、「審査請求提起時点までにおける処分の適法性及び妥当性」が審査対象であるとしている。

しかしながら、本件処分は継続的事実行為であり、入院措置が継続する限り処分が継続しているというべきであり、審査対象を審査請求提起時点までに限定することには理由がない。

したがって、本件については、審査請求提起後の部分についても、適法性及び妥当性を審査すべきである。

審査請求提起後の定期病状報告に際して行われた指定医の診察結果等によれば、審査請求人については、入院措置開始時以降、他人に害を及ぼすおそれが継続しており、現時点においてもその状態は同様であると考えられ、審査請求人について入院措置の決定をし、入院措置を継続している本件処分が違法又は不当であるとはい

えない。

以上によれば、本件処分は、継続的事実行為であるにもかかわらず、審査庁は、本件審査請求の対象を本件処分の審査請求提起時点までの部分に限定し、その部分の適法性及び妥当性を検討したのみで、本件審査請求は棄却すべきである旨の判断をしている点において、審査庁の考え方は、妥当とはいえない。ただし、審査庁は、審査請求提起後の入院措置の継続についても適法かつ妥当であるとする判断を追加し、資料を提出しているので、これも併せ考慮すると、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、結論においては妥当である。

(令和2年度答申第95号(同年度諮問第98号))

※ 令和2年度答申第96号(同年度諮問第113号)も、同様の答申である。

## <参考資料3> 答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_r2.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r2.html)

### 1 付言

#### (1) 行政処分の理由付記に関するもの(6件)

##### ①【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、平成31年3月4日の欠席(遅刻)について、「やむを得ない理由」による欠席に当たらないと判断された理由はこの記載からは分からない。いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきである。

(令和2年度答申第3号(令和元年度諮問第128号))

※ 同様の付言として、令和2年度答申第14号(同年度諮問第7号)及び令和2年度答申第85号(同年度諮問第107号)がある。

##### ②【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

処分庁は、本件認定疾病について要医療性があるとは認められないとして、本件失権処分をしたが、審査請求人に対して示された本件失権処分の理由は、「認定疾病に係る負傷又は疾病の状態にないと認められたため」というのみであるから、これだけでは、処分の名宛人が失権処分の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。処分庁としては、失権通知書において、認定疾病について要医療性が認められない理由を分かりやすく丁寧に付記すべきである。そして、そうすることは、医療特別手当の失権処分を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(同法1条1項参照)にも資することになると考える。

(令和2年度答申第6号(令和元年度諮問第114号))

##### ③【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

本件では、処分庁は、審査請求人には労災保険法(労働者災害補償保険法)31条1項1号に規定する重大な過失が認められるとして、本件徴収決定をしたが、審

査請求人に対して示された本件徴収決定の理由は、「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められる」というのみであるから、これだけでは、審査請求人が本件徴収決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。処分庁としては、労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づく費用の徴収決定をしたときは、その決定通知書において、名宛人に故意又は重大な過失が認められる理由を分かりやすく丁寧に付記すべきである。そして、そうすることは、保険給付に要した費用の徴収決定を不服とする審査請求事件における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条1項参照）にも資することになると考える。

（令和2年度答申第68号（同年度諮問第78号））

#### ④【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知書（第二通知）には、本件労働者が発症した疾病は業務との因果関係が認められない旨の理由が付されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災保険法（労働者災害補償保険法）29条1項に基づく労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして、不支給決定をする場合には、申請者が不支給決定の理由を正しく理解するように、労災就学援護費の支給要件（遺族補償年金の支給決定がされていること）に該当しないことを理由として明示すべきである。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながり、ひいては、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申において、不支給決定の理由付記の内容の改善を指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ改善がされていない。審査庁における真摯な対応が望まれる。

（令和2年度答申第89号（同年度諮問第77号））

### （2）不服申立ての教示に関するもの（2件）

#### ①【児童手当受給資格消滅処分に係る審査請求事案】

本件処分に係る通知書には、不服申立てをすべき行政庁は「A知事」であるとの誤った教示がされている。審査請求人は、この誤った教示のために、審査請求書の再提出を余儀なくされ、余分な手数料がかかったなどと主張している。

一般に、処分を受けた者が、当該処分に対して不服申立てをすることができるかどうか、不服申立てをすべき行政庁がどこであるかなどを判断することは、容易でないことから、行政不服審査法82条に規定する不服申立てについての教示制度は、

国民が権利利益の救済を図る上で極めて重要な役割を果たしているのであって、行政庁が処分をするに当たり誤った教示をすることは、あってはならないことである。

審査庁としては、処分庁その他の関係行政機関が本件と同種の事案において誤った教示をすることがないように再発防止のための十分な対策を講ずるとともに、誤った教示により審査庁でない行政庁に審査請求書が提出された場合の手續（行政不服審査法 22 条 1 項）について処分庁等に周知徹底する必要がある。

（令和 2 年度答申第 7 6 号（同年度諮問第 9 3 号））

## ②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定に係る通知書は、第一通知と第二通知の 2 件存在している。第一通知については、審査請求先の教示の誤りがあり、当該誤った教示により審査請求人は本件不支給決定に対する審査請求先を誤っている。また、処分庁が誤った教示をした場合の救済は行政不服審査法 22 条に規定されているところ、当該救済ではなく、処分庁による第二通知の発出などの対応がとられた結果、審査請求人は再度審査請求を行うことを余儀なくされている。なお、第二通知は、上記の第一通知の教示誤りを訂正するために発出されたものと解されるが、その際に第一通知の当該部分を取り消すなど必要な措置を講じなかった事務処理上のミスが認められる。いずれも行政庁側の単純なミスであり、そのために審査請求人に不要な手續を行わせたことは遺憾であり、今後このような事務処理上のミスの再発を防止するための真摯な努力を期待する。

（令和 2 年度答申第 8 9 号（同年度諮問第 7 7 号））

## （3）行政処分の判断基準に関するもの（1 件）

### 【登録支援機関の登録拒否処分に係る審査請求事案】

入管規則（出入国管理及び難民認定法施行規則）19 条の 2 1 第 3 号ニに該当するかどうかの判断基準については、運用要領が定められてはいるものの、その記載からはいかなる事項が判断要素となり得るのかが必ずしも明確とは言い難く、この点改善が望まれる。

（令和 2 年度答申第 1 8 号（同年度諮問第 1 0 号））

## （4）不服申立ての制度設計に関するもの（1 件）

### 【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているよ

うであり、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手続を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

（令和2年度答申第89号（同年度諮問第77号））

#### （5）未払賃金額等の確認処分における基準退職日の認定及び未払賃金額の算定方法に関するもの（1件）

##### 【立替払事業に係る未払賃金額等の確認取消処分及び返還命令に係る審査請求事案】

本件確認処分における基準退職日の認定は、本件労働審判手続及び本件訴訟の経過についての適切な把握と分析検討を欠いたものであり、審査庁も審理手続の過程でその認定を精査することなく追認したものとわざるを得ない。本件労基署長及び審査庁には、適正な未払賃金立替払事業の遂行のため、上記のような事務については改善することが望まれる。

本件労基署長による当初の未払賃金総額の算定は、審査庁の追加説明による算定と同額であり、確認すべき未払賃金総額は結論において正しかったものの、審査請求人の賃金の締切日及び支払日について審査請求人の上申書のみから認定した結果、誤って把握していたものであった。他方、審査庁の算定にも、基準退職日の6月前の日の把握に誤りがあった。以上のおり、本件確認処分から本件諮問に至る一連の経過において、本件労基署長にも審査庁にも確認すべき未払賃金総額の算定方法に誤りがあったことが認められる。これらの誤りは、いずれも未払賃金の立替払に関する基本的な事務処理に係るものであり、容易に防止することができるといえるから、本件労基署長及び審査庁には再発防止のための取組が望まれる。

（令和2年度答申第74号（同年度諮問第69号））

## 2 準付言

### （1）審査請求の審理期間や行政処分に要した期間に関するもの（50件）

#### ①【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

一件記録によれば、本件では、審査請求書の提出（平成29年8月8日）から審理員の指名（平成30年5月28日）までに9か月以上、反論書が提出されずにその提出期限（平成31年1月6日）を徒過してから審理員意見書の提出（令和2年7月16日）までに約1年6か月もの長期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約3年もの期間を要している。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、本件審査請求の受付から本件諮問までにこれほど

の長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。審査庁において、審査請求事件の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な手続を確保することについて、真摯な対応が求められる。

(令和2年度答申第39号(同年度諮問第32号))

※ 同様の準付言として、令和2年度答申第4号(令和元年度諮問第112号)、令和2年度答申第5号(令和元年度諮問第121号から第126号まで)、令和2年度答申第6号(令和元年度諮問第114号)、令和2年度答申第8号(令和元年度諮問第120号)、令和2年度答申第9号(同年度諮問第1号及び第2号)、令和2年度答申第12号(同年度諮問第6号)、令和2年度答申第13号(同年度諮問第5号)、令和2年度答申第22号(同年度諮問第11号)、令和2年度答申第25号(同年度諮問第20号)、令和2年度答申第27号(同年度諮問第22号)、令和2年度答申第28号(同年度諮問第26号)、令和2年度答申第30号(同年度諮問第28号)、令和2年度答申第31号(同年度諮問第29号)、令和2年度答申第32号(同年度諮問第27号)、令和2年度答申第34号(同年度諮問第34号)、令和2年度答申第36号(同年度諮問第30号)、令和2年度答申第38号(同年度諮問第41号)、令和2年度答申第41号(同年度諮問第39号)、令和2年度答申第43号(同年度諮問第40号)、令和2年度答申第46号(同年度諮問第54号)、令和2年度答申第55号(同年度諮問第55号)、令和2年度答申第56号(同年度諮問第50号)、令和2年度答申第57号(同年度諮問第66号)、令和2年度答申第58号(同年度諮問第71号)、令和2年度答申第61号(同年度諮問第74号)、令和2年度答申第62号(同年度諮問第76号)、令和2年度答申第64号(同年度諮問第73号)、令和2年度答申第68号(同年度諮問第78号)、令和2年度答申第69号(同年度諮問第86号)、令和2年度答申第71号(同年度諮問第72号)、令和2年度答申第72号(同年度諮問第84号)、令和2年度答申第73号(同年度諮問第97号)、令和2年度答申第75号(同年度諮問第87号)、令和2年度答申第76号(同年度諮問第93号)、令和2年度答申第77号(同年度諮問第96号)、令和2年度答申第79号(同年度諮問第100号)、令和2年度答申第80号(同年度諮問第101号)、令和2年度答申第81号(同年度諮問第105号)、令和2年度答申第83号(同年度諮問第90号)、令和2年度答申第84号(同年度諮問第109号)、令和2年度答申第86号(同年度諮問第103号)、令和2年度答申第87号(同年度諮問第110号)、令和2年度答申第89号(同年度諮問第77号)、令和2年度答申第91号(同年度諮問第99号)、令和2年度答申第94号(同年度諮問第112号)及び令和2年度答申第95号(同年度諮問第98号)がある。

## ②【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件では、処分庁による本件請求の受付から本件却下処分までに約11か月の期

間を要している。このうち、約9か月は、処分庁からの照会に対し厚生労働省が回答するまでに要した期間であるが、その回答の内容は、「請求者の主張を裏付ける資料の提出がないことから、死亡した者の死亡当時の三親等内親族として死亡した者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していたものと認めることは困難と判断」したということに尽きているから、照会回答の手續に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

なお、上記の手續は、他の同種案件でも行われているから、処分庁が特別弔慰金の請求者と戦没者等との間の同一の生計関係の有無を判断するに当たっては、事前に厚生労働省に照会するという運用がされているようであるが、この手續に長期間を要することがないようにするため、照会回答事務の合理化及び迅速化に資する方策を検討することが望まれる。

(令和2年度答申第57号(同年度諮問第66号))

※ 同様の準付言として、令和2年度答申第28号(同年度諮問第26号)及び令和2年度答申第72号(同年度諮問第84号)がある。

## (2) 行政処分の理由付記に関するもの(4件)

### ①【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】

不確認通知書に記載された本件不確認処分の理由は、「未払い賃金が確認できなかったため。」のみであるが、審査請求人も主張するように、確認できなかったとする具体的な理由の記載がなく、本件不確認処分の理由としては不十分である。

(令和2年度答申第34号(同年度諮問第34号))

### ②【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件平均賃金の決定通知書には、その算定方法など、本件平均賃金がどのように決定されたのかを説明する記載がない。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれ、審査請求人はその決定に不服を申立てる場合があり得ることから、審査請求人が、その算定に当たっての考え方を理解できるよう、処分庁としては、決定通知書において算定方法等を説明することが望ましく、その説明の記載について検討されたい。そして、そうすることは、行政処分における公正の確保と透明性の向上に資するとともに、処分を不服とする申立てが行われた場合の争点を明確にし、ひいては、公正な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(1条1項)にも資すると考える。

(令和2年度答申第39号(同年度諮問第32号))

※ 同様の準付言として、令和2年度答申第59号(同年度諮問第67号)がある。

**③【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】**

本件不支給決定の通知には、その理由について「アフターケア通院費の支給要件を満たしていないため不承認とするもの。」と記載されており、具体的な支給要件や、審査請求人に係るいかなる事実が当該支給要件をどう満たしていないのかについてまで説明はされていない。

行政手続法が、行政庁が申請拒否処分をする場合、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとし（8条1項）、処分を書面でするときは、その理由を書面で示さなければならない（同条2項）と定める趣旨が、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあることに鑑みれば、アフターケア対象者が決定通知を参照して決定の考え方を理解できるよう、処分庁としては、決定通知自体において具体的な支給要件等に即して決定の理由を説明することが望ましく、その説明の記載について検討されたい。

（令和2年度答申第55号（同年度諮問第55号））

**（3）制度の説明に関するもの（2件）**

**①【社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る修理費用及び購入費用支給の不承認決定に係る審査請求事案】**

審査請求人に対しては、社会復帰促進等事業としての義肢等補装具購入費用及び修理費用の支給の趣旨について理解を求めた上で、審査請求人の下肢装具については、社会復帰促進等事業としての義肢等補装具購入費用の支給の申請をすることができることを分かりやすく説明することが望まれる。

（令和2年度答申第26号（同年度諮問第23号及び第24号））

**②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】**

審査請求人の主張によれば、審査請求人は、本件不支給処分を受ける過程で、アフターケア通院費の支給要件を知らずに通院先として本件医療機関を選択し、本件審査請求に及んだことがうかがわれる。この点、本件各支給要綱が定めるアフターケア通院費の支給要件は、それ自体相当程度複雑である上、審査請求人は、治ゆの前後を通じていずれも本件医療機関に通院していたにもかかわらず、通院に係る費用の支給についてはその労災保険法（労働者災害補償保険法）上の位置付けに変化が生じるという状況にあった。このような事情を踏まえれば、労働基準監督署の担当者としては、審査請求人に対し、労災保険法が設けている通院に係る費用の支給の要件及び在り方等につき丁寧に説明し、治ゆの前後で通院に係る費用の支給の可否が変わり得ること等について審査請求人が十分理解できるよう配慮を尽くすべきであった。アフターケアを行うことが想定される者に対するアフターケア通院費支給要綱で規定された支給基準の説明の時期及び方法について、被災労働者の保護

という労災保険法の趣旨を一層踏まえた対応が求められるというべきである。

(令和2年度答申第42号(同年度諮問第43号))

#### (4) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(1件)

##### 【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

本件では、先行失権処分を不服とする先行審査請求がされ、総胆管結石症に対する治療が行われていることを理由として先行失権処分を取り消すとの裁決がされたという経緯があり、審査請求人が、先行審査請求時と同じ検査・投薬の医療を受け続けていると主張して、本件審査請求をしているにもかかわらず、審理員は、審理手続においてこの点について何ら確認をしていないし、審査庁も、この点を看過し、漫然と、審理員の意見と同旨であるとして、本件諮問をしてきた。そして、当審査会の調査審議においても、審査庁は、当審査会の照会に対し回答する際、本件診断書と本件確認票を作成した医師に審査請求人に対する内服治療の目的等を照会して確認することをしていない。このような審査庁の対応は、不誠実であり、遺憾というほかない。

(令和2年度答申第6号(令和元年度諮問第114号))

#### (5) 制度の仕組みに関するもの(1件)

##### 【中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に係る審査請求事案】

本件審査請求は、本件認定処分から約2年7か月後に行われており、行政不服審査法18条2項に規定されている審査請求期間である1年が経過しているが、これは、退職金減額に係る現行の制度では、処分庁によって共済契約者に対し、退職金減額認定処分が行われたことについて、直ちに被共済者に知らせる仕組みとはなっていないことに起因する(被共済者は、退職金減額認定処分後、共済契約者が機構に対し減額の申出をし、機構が減額を行った際の通知によって、初めて減額認定処分があったことを知ることとなる。)。本件で、審査庁は、行政不服審査法18条2項の「正当な理由」があると認め、上記期間経過を救済しているが、退職金減額認定処分は、被共済者の退職金の減額の有無に係る処分であり、被共済者は処分の結果について密接な利害関係を有しているから、退職金減額認定処分について速やかに被共済者にも通知されるよう、処分庁において適切な仕組みを検討することが望まれる。そうすることは、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(1条1項)にも資すると考える。

(令和2年度答申第43号(同年度諮問第40号))